

優良宅地造成認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第四十三号

#### 優良宅地造成認定事務に関する規則の一部を改正する規則

優良宅地造成認定事務に関する規則（昭和四十九年広島県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定申請の手続) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一一六 (略)</p> <p>七 認定を受けようとする者が、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第二項に規定する土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わつて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十三条の三第八項第二号ロ及び第二十一条の十九第九項第二号ロの規定に基づく認定を受けたことを証する書類</p> <p>八 (略)</p> <p>3―5 (略)</p>	<p>(認定申請の手続) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一一六 (略)</p> <p>七 認定を受けようとする者が、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第二項に規定する土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わつて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十三条の三第九項第二号ロ及び第二十一条の十九第十項第二号ロの規定に基づく認定を受けたことを証する書類</p> <p>八 (略)</p> <p>3―5 (略)</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。